

工事請負契約の一部を変更することについて

平成27年第5回市議会定例会の議決を経て締結した徳山動物園リニューアル自然学習館建築主体工事の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

工期「本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から平成29年3月15日まで」を「本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から平成29年5月31日まで」とする。

契約金額「¥511,920,000-」を「¥538,334,640-」とする。

(参 考)

変 更 概 要

1 工 事 名

徳山動物園リニューアル自然学習館建築主体工事

2 変更理由及び変更箇所

- (1) 杭施工箇所における杭の延長
- (2) 矢板の打込みにおける一部工法の変更

工事請負契約の締結について

下記により工事請負契約を締結することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成27年12月1日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

- 1 工 事 名 徳山動物園リニューアル自然学習館建築主体工事
- 2 工事場所 周南市大字徳山6769番地
- 3 工 期 本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から
平成29年3月15日まで
- 4 契約金額 ￥511,920,000—
- 5 請 負 者 洋林建設・三和建設特定建設工事共同企業体
代表者
周南市平和通1丁目26番地
洋林建設株式会社
取締役社長 松江 卓郎
- 6 契約の方法 条件付一般競争入札